

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和4年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は6件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第431回審査会（令和4年4月7日）	公認会計士1名
事案2	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士8名
事案3	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士1名
事案4	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士1名
事案5	第439回審査会（令和4年7月21日）	公認会計士10名
事案6	第441回審査会（令和4年9月8日）	公認会計士1名

事案 1

著しい利害関係を有していたにもかかわらず財務書類の監査証明を行ったほか、監査報告書に利害関係の明示を怠った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年4月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止1月（令和4年4月22日から令和4年5月21日）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、平成18年3月期監査から令和2年3月期監査まで、山梨県民信組の会計監査人に就任していた。

当該期間中、上記の公認会計士は、平成27年4月2日に他の金融機関から借入れた1,200万円を、平成28年4月21日に山梨県民信組で借り換えた（令和元年9月に当該借入金は完済）。

以上のことから、上記の公認会計士は、公認会計士法第24条第1項の規定に違反し、平成29年3月期監査から平成31年3月期監査まで、監査先である山梨県民信組との間で著しい利害関係を有していたにもかかわらず財務書類の監査証明を行ったほか、同法第25条第2項の規定に違反し、監査報告書に利害関係の明示を怠った。

事案 2

日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修の必要単位数を履修していない公認会計士（8名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年6月30日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
戒告
- ・公認会計士 B
戒告
- ・公認会計士 C
戒告

- ・公認会計士 D
戒告
- ・公認会計士 E
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 F
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 G
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 H
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、公認会計士法第 28 条に規定する「日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修」について、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度において、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していない。

事案 3

不正経理に積極的に協力した公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 4 年 6 月 30 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 C
業務停止 6 月（令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月の期間において、A 社と、自身が代表社員を務める B 社との間で業務委託契約を締結し、会計帳簿の作成、経理業務支援、内部統制機構構築支援等の業務を行っていた。

上記の公認会計士は、平成 26 年 12 月頃、A 社からの相談に応じ、売上の過大計上を行うための循環取引スキームを構築したほか、同スキームの一部に B 社を関与させ、A 社が売上過大計上の協力企業に支払う金額の一部を立替払いするなどして、A 社の不正経理に積極的に協力した。

事案 4

不適切な会計処理に協力した公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年6月30日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 C
業務停止6月（令和4年7月1日から令和4年12月31日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、自身が代表税理士を務めるA税理士法人の関与先であるB社の代表取締役からの依頼に応じ、実務担当者に対して、平成27年5月期及び平成28年5月期のB社の消費税納税額を減額するように指示し、不真正の税務書類を作成させるなどして、B社が行った不適切な会計処理に協力した。

事案 5

日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修の必要単位数を履修していない公認会計士（10名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年7月29日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A
戒告
- ・ 公認会計士 B
戒告
- ・ 公認会計士 C
戒告
- ・ 公認会計士 D
戒告
- ・ 公認会計士 E
戒告
- ・ 公認会計士 F
戒告
- ・ 公認会計士 G

戒告

- ・公認会計士 H
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）
- ・公認会計士 I
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）
- ・公認会計士 J
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、公認会計士法第 28 条に規定する「日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修」について、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していない。

事案 6

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 4 年 9 月 22 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止 3 月（令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、財務大臣から税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定に基づく 2 年の税理士業務の停止処分を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。